⑺　指定団体は、⑵の公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る⑶の協議の求めがなかったとき、又はその協議が成立し、若しくは⑸の裁定があったときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならないこととする。（第百三条の五第一項関係）

⑻　届出のあった二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずることとする。（第百三条の五第二項関係）

⑼　指定団体は、⑺の届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならないこととする。（第百三条の五第三項関係）

⑽　届出をした二次使用料規程に関し、利用者代表から指定団体に対しその変更について協議を求められた際の手続を定める。（第百三条の六関係）

⑾　⑴から⑽までは、１⑴のレコードに係る二次使用料を受ける権利を行使する指定団体及び１⑶の二次使用料を受ける権利を行使する指定団体について準用する。（第百三条の七関係）

⑿　その他所要の規定の整備を行う。

３　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の施行の日前においても指定団体の指定や二次使用料規程を定めるために必要な準備行為を可能とする等、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第五条関係）

⑶　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百四号）（外務省）

１　徴収する手数料の額に係る規定の整備

⑴　一般入国査証及び数次入国査証の事務の処理に関して徴収する手数料の額について、外国貨幣換算率によって換算した邦貨額の範囲を改定する。（第一条第一項第三号及び第四号関係）

⑵　⑴の改定に伴い、一般入国査証及び数次入国査証の事務の処理に関して邦貨をもって納付する手数料の額を改定する。（第一条第六項第一号及び第二号関係）

⑶　通過査証を廃止し、通過査証の事務の処理に関して徴収する手数料の額に係る規定を削る。（改正前の第一条第一項第五号及び第六項第三号関係）

２　徴収する手数料の免除の対象に係る規定の整備

在留証明の事務の処理に関して徴収する手数料の免除の対象となる年金の種別について、労働者災害補償保険年金、厚生年金及び国民年金を追加する。（第一条第三項関係）

３　領事官の所在国の通貨に係る規定の整備

領事官の所在国の通貨について、当該国において広く一般に流通している通貨として外務省令で定めるものを含むものとする。（第一条第一項関係）

４　その他

その他所要の改正を行う。

５　附則

⑴　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二項関係）

◇環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百五号）（環境省）

第１　環境省組織令の一部改正

１　地方環境事務所の名称変更

環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改めるとともに、各地方環境局の名称を「北海道環境局」、「東北環境局」、「福島環境局」、「関東環境局」、「中部環境局」、「近畿環境局」、「中国四国環境局」及び「九州環境局」に改める。（第五十条第一項等関係）

２　地方環境局の内部組織に関する規定の新設

北海道環境局、東北環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局及び九州環境局に、それぞれ次長一人を置くとともに、地方環境局の内部組織に関する規定を新設する。（第五十一条関係）

第２　その他関係政令の一部改正

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

第３　施行期日

この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百六号）（金融庁）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）の施行期日は、令和八年六月二十五日とする。

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二百七号）（金融庁）

第１　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正

１　特定事態における資本の増強に関する特別措置に係る経営強化計画、特定特例経営強化計画及び特定特例経営強化指導計画並びに協同組織金融機能強化方針の記載事項並びに株式等の引受け等の決定の要件の特例を定める。（第三十条の七、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二～第三十条の十五、第三十条の十七～第三十条の十九、第三十条の二十二関係）

２　金融機関等に対して預金保険機構が資金を交付する制度に係る基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の記載事項及び認定の要件並びに共同化措置実施計画の認定の要件を定める。（第三十条の二十五～第三十条の二十七関係）

３　預金保険機構が資金交付契約に係る業務の財源に充てることができる金額の限度額を二千億円とする。（第三十二条の二関係）

４　金融機能強化審査会の委員の数の上限を七人とする。（第三十五条関係）

５　その他所要の規定の整備を行う。

第２　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正

１　協同組織金融機関が優先出資に係る資本金等の額の減少の認可を受ける場合の申請添付書類を定める。（第十条関係）

２　協同組織金融機関が資本金等の額の減少をする場合において、各別に異議の催告をすることを要しない債権者を定める。（第十条の二関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

第３　その他関係政令の一部改正

金融商品取引法施行令及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行う。

第４　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年六月二十五日）から施行する。（附則関係）

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八号）（内閣府本府）

１　沖縄振興開発金融公庫が貸し付けることができる資金を追加する。（第一条の三第一項関係）

⑴　沖縄において、マンションの更新を行う者又はマンションの更新がされた後のマンションで当該マンションの更新がされた後に人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものを購入する者に対して、当該マンションの更新又は当該マンションの購入に必要な資金

⑵　沖縄において要除却等認定マンションの除却等を行う者に対して、当該除却等に必要な資金

２　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）
